市町村	
［一～五　略］ 六　補正予算債償還費	
［略］ 1　平成六年度から平成十年度までの各年度に	
［略］ (1)～(5)　［略］	又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｲ)　略］ ［イ　略］ (6)　令和六年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｲ)　略］ ［イ　略］ (7)　令和七年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県国土強靱化施策債五十・〇％分」という。） イ　緊急自然災害防止対策事業分

市町村	
［一～五　同上］ 六　補正予算債償還費	
［同上］ 1　平成五年度から平成十年度までの各年度に	
［同上］ (1)～(6)　［同上］	可を得たもの（以下「令和五年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｲ)　同上］ ［イ　同上］ (6)　令和六年度国土強靱化施策債 ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。） (ｲ)　同上］ ［イ　同上］ ［新設］ (1)　平成五年度補正予算債